

平成29年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年7月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 平成29年7月10日(月) 午後3時10分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 30名

1番 高谷 均 (農政担当)	2番 茅原 次夫	3番 野瀬 秀子
5番 渡邊 悟	6番 黒瀬 昭夫	7番 高杉 通夫
8番 金澤 久志	9番 佐野 年昭	11番 角田 尚樹
14番 平田 榮一	15番 高田 稔	16番 阿部 英志
17番 亀山 節明	18番 山上 勲	19番 小原 弘
20番 浅野 信之	21番 植田 忠晴	22番 文屋 洋一
23番 杉岡 哲彦	24番 梶谷 範雄	25番 渡邊 康夫
26番 林 眞理	27番 小野 成章	28番 定井 正雄
29番 秋山 陽太郎 (農地担当)	30番 江口 實	
31番 鎌田 布之 (会長代理)	32番 宮崎 昭雄	33番 小橋 武史
34番 川田 嘉 (会長)		

欠席 3名

4番 犬飼 和子	10番 中山 和久	12番 林 斉
----------	-----------	---------

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

6 議事録署名委員

15番委員 16番委員

7 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 30 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 31 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 32 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 33 号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について

議案第 34 号 農地法第2条の規定による農地に該当する土地の承認について

議案第 35 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第 36 号 農業振興地域整備計画の変更等について

報告第 19 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 20 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 21 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 22 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議案第 37 号 行政不服審査法第3条の規定による不作為に伴う審査請求について（追加）

第4 その他

8 付議事件及びその結果

原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(事務局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さんご苦労様です。

梅雨の中、毎日、蒸し暑い日が続いているところであります。北九州地方では、大雨による災害が発生し農作物等にもかなりの被害が予想されるところであります。岡山県では梅雨とはいえ、これ以上の雨はもういいのではないかと考えております。これ以上に降りますと農作物への被害も発生するのではないかと考えており、早く梅雨が明けてくれればと思います。

さて、本日は全員がお揃いではないのですが、今回の総会がこのメンバーでの最後の総会になります。来月から新体制の農業委員会がスタートするようになります。私事になろうかと思いますが、皆様方と3年間、皆様方のご協力を得ながら過ごさせていただいて、総社の農業のために一生懸命やってきたつもりであります。このメンバーでは最後になりますが、長い間お世話になりました。

それでは、ただ今より平成29年第7回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者29名、21番委員が遅参する旨の連絡がありました。また、欠席者は3名であります。4番委員、10番委員、12番委員であります。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきます。ご協力方よろしく願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言をお願いします。また、携帯電話等マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第33条の規定により、15番委員、16番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、会議規則第5条の規定により本日1日限りといたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入りますが、付議事件の最後に追加議案を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、農地担当委員よろしく願いいたします。

【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第30号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号11番】

(農地担当)

それでは、11番、影の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

当該地につきましては、以前に耕作放棄されていまして土地であります。今回、売却先を探していたところ身内である方が購入することになりました。なお、この売買に関しましては、この後の議案第32号に出てくるのですが、墓地の売買との関連があります。

この土地は北側が市道で、残り三方が畑に囲まれている所であります。

特に地元としては問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、11番の件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、槇谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地の渡し人は県外に住んでおられます。このことから、この方の妹夫婦が申請地の維持管理をしていました。一昨年に妹夫婦のご主人が亡くなられたことから、受け人の方へ維持管理をお願いしておりました。今回、渡し人も高齢で後継ぎがないということで、この話がまとまったようであります。地元としては、何ら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

(農地担当)

12番につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番、14番】

(農地担当)

続きまして、13番、14番につきましては、受け人が同一人であること。また、対象農地が隣接地であることから、一括して審議したいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、13番、14番の刑部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(18番委員)

13番の受け人と渡し人は、親戚関係になります。この農地は受け人の家のすぐ近くにあり、渡し人は高齢になり耕作できないということから、受け人が耕作されるということになります。

次の14番ですが、これについても渡し人と受け人は親戚関係になります。これは賃借権設定の申請になるんですが、この農地も受け人の家のすぐ近くになります。今回の受け人の方の農業経歴ですが、約50年になるそうです。奥さんと息子さんと3人で農業をやっていくということになります。コンバイン、トラクター、田植え機も揃えてあります。

受け人は高齢ではありますが、息子と奥さんと3人でやっていくということになります。

ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

13番、14番につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

13番、14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番、14番は許可されました。

以上で議案第30号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第31号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関しての発言もお願いをいたします。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号4番】

(農地担当)

それでは、5ページの4番、清音三因の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

7月5日の13時から会長、事務局職員、14番委員、16番委員、15番委員で実施をしました。この件につきましては、現状が駐車場という状況でありました。東側は住宅、西は畑、南も畑、北は道路でありました。転用した場合の周辺への農地への影響ですが問題はないということであります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(19番委員)

説明がありましたように、自宅裏で既に駐車場にしているんですが、その2メートル程度下側に畑がありますが、農地への影響はないものと考えております。説明にもありましたように、露天駐車場につきましては、何ら問題ないと考えております。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

平成18年に地上げを行い既に駐車場になっております。申請人は許可が必要であったことを知らなかったということであります。このことから、申請人から始末書が提出されています。今回の申請は、是正のための申請ということになります。

農地区分ではありますが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの農地にも該当しないことから、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業会議への諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

以上で、議案第31号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号4番】

(農地担当)

それでは、7ページの14番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この場所につきましては、すでにカーポートが建っています。その他の部分は砂利により整地されております。東側が畑、西が道路、南、北が宅地になっていました。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3 3 番委員)

受け人と渡し人は、親戚関係になり家もすぐ隣であります。受け人の自宅前が申請地になります。この土地について用水は流れていません。東側に井戸があることから井戸水を使っています。秦地区は排水路がなく浸透方式ということで、この土地も同じような状態であります。日照、通風、土砂の流出などはありません。近隣への影響もないということであります。

以上であります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

この申請につきましても、平成23年頃から駐車場として使用していました。始末書も提出をされております。農地区分ですが甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当)

続きまして、15番、清音柿木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

現場は畑でよく管理をされていました。東側は畑，西が宅地，南も宅地，北が畑という状況でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

現地調査の報告のとおり，東が畑，西が宅地で受け人の自宅になります。南も宅地，北は畑です。用水，排水，日照，通風，土砂の流出等の心配はありません。宅地に囲まれた畑になりますので影響はないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のうち，申請地から概ね300メートル以内に総社市清音出張所がある農地ということで第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは，この件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして，農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで，諮問はいたしません。

それでは，採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，15番は許可されました。

~~~~~ 21番委員 【入室】 ~~~~~

【受付番号16番, 17番, 18番, 19番, 20番, 21番】

(農地担当)

続きまして、16番, 17番, 18番, 19番, 20番, 21番の6件につきまして、関連案件となるので一括して審議を進めさせていただきます。

それでは、16番から21番の影の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、議案書の添付図面を見ていただければと思います。16番につきましては、●●●●番●から●●●●番●ということで墓地、墓地の通路、露天駐車場、管理地ということでの農地転用申請であります。17番につきましては、●●●●番●, ●●●●番●が●●さんの墓地、18番は、●●●●番●●, ●●●●番●●は●●さんの墓地になります。19番は、●●●●番●●, ●●●●番●●が●●さんの墓地になります。20番は、●●●●番●●, ●●●●番●●が●●さんの墓地になります。21番は、●●●●番●●, ●●●●番●●が●●さんの墓地になります。東は宅地、西は畑、南は道路、北側は水路を挟んで宅地になっております。

周辺への同意も得ていることから、今後の影響についてはないものと思っております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

現地調査の報告にもありましたが、本件につきましては結論的に農地への支障、影響はないものと判断いたしております。なお、申請者6人中、4人の方の墓地が山の中腹にあり墓地の維持管理に大変苦勞されております。今後、申請者も高齢になり現在の墓地の管理が難しくなることが懸念されることから、申請地への移転を希望されているものであります。

また、他の申請人につきましては、分家であり墓地を所有していないことから、今回の申請になったものであります。申請地の周辺は、他の墓地が数多く建っている地域であります。周辺農地への影響はなく景観も損なわないものと判断をいたしております。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、16番から21番の6件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

16番、17番、18番、19番、20番、21番の6件を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらの6件は許可されました。

#### 【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして、22番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

東側は田として残る予定になります。西側が畑でありました。南は一部田で残ります。北側は道です。東へ残る所が奥への進入路になるように思われます。現在は雑草が生えており、管理が出来ていません。周辺への影響はないものと思われます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(18番委員)

東が雑草地、南が道路、西が道路、その横に水路があります。北側は宅地で雑草が生えてありました。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

#### 【受付番号23番】

(農地担当)

続きまして、23番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この現場につきましては、田なんですけれどもよく管理をされていました。東は宅地、西、北側は田んぼということで、一画全てではないんですが申請地の残りの部分の田であります。南は道路であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(24番委員)

本来ならば、12番委員からの説明になるんですが、総会に欠席のため、私が12番委員から依頼されておりますので説明をさせていただきます。

後ろの地図をご覧くださいと思います。

対象地は、●●●●●線の北側、●●川の西側に位置しております。昨年まで水田として作付けされており管理された土地であります。東西南北の状況であります。南側は道路側溝と4メートルの市道、北側は自己所有の水田、東は宅地で住宅が建っています。西側は自己所有の水田とその隣地が住宅建設中となっております。所有田の取水と排水は、北側水路を利用しております。家庭排水は南側道路側溝へ流す予定であります。日照、通風、土砂の流出も影響ありません。

地元としては、何の問題もないものと思っております。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある農地で概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

#### 【受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、24番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、既に埋め立てておりスレートの倉庫が建っていました。東は畑、西が道路、南が宅地、北が道路でした。

以上でありました。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

この件は、現地調査での説明のとおり、既に車庫が建てられています。申請地に車庫が建てられた経緯を説明いたします。渡し人の父親が昭和33年頃に山田地区にバスが乗り入れられるということになりました。そうしましたら、バスを停める所がないということで、渡し人の父親がこの土地を埋め立てて提供されたそうです。その後、30年代後半にはバスが廃止になりまして、その土地は空き地となりました。その空き地に今回の受け人の父親が石屋をされていたことから、石を置かして欲しいということで、石を置いていたそうです。その後、昭和48年頃、受け人の父親が車庫を建てたそうであります。今回、渡し人が土地を処分するにあたり、申請地が受け人の土地でないことが判明したことから、所有権移転の申請になったものであります。

最後に、受け人の家は申請地の道を隔てた北側になります。

地元としては、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

この案件ですが、説明にもありましたように既に埋め立てられています。今回、正式な手続きにより申請がなされたものであり、始末書も添付されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして、26番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、現状は田であり管理されていまして。東は道路、西は田、南は住宅、北は田の状況でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現状は現地調査の報告のとおりであります。営農条件への影響については、東側に用水路がありますがさほど影響ありません。排水については東側用水路へ排水の予定です。日照、通風については特に影響ありません。土砂の流出はブロック等で土留めをして防ぐようにしております。総合判断については、分譲中の6区画の5番目の物件です。周辺農地への影響はなく、問題ないものと考えております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続して設置される住宅に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。



(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして、28番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、●●●●の駐車場があるんですが、その一部になるんですが、東側が畑、西が宅地、南は現在の駐車場、北は宅地という状況であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員)

北側が畑ということですが、現状は露天駐車場と倉庫になっております。周りに用水がありません。排水についても特に影響なし。日照、通風についても影響ありません。土留めによって土砂の流出を防いでおります。隣接する露天駐車場の一部として一体利用されるものなので、特に問題はないものと思われまます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

#### 【受付番号29番】

(農地担当)

続きまして、29番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

現状は山林の状態でありました。東側に道路、西、南、北は山林です。転用した場合の周囲への影響ではありますが、渡し人と話をしたんですが、沈砂地等を設置して地元迷惑にならないようにお願いをしているとのことでした。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

この件は、現地調査の報告にもありましたように畑となっていますが、実際には山林になっているように思われます。今回の申請は、受け人が土取りをするということの申請であります。東西南北についても山に囲まれた一画の中です。排水についても土取り後は雨水が流れるので、添付図面を見ていただければと思います。谷に●●●池があるんですが、この池にパイプを通して流すということを受け人から聞いています。排水については問題ないと思います。農地へ及ぼす影響も山の中でないと思います。

地元としては問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

申請人ですが、現在、●●●地内で山土の採取を行っておりますが、その現場が完了することから、今回の申請になっております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(局長)

この件につきまして、7月7日に総社市開発連絡調整会議が開催されました。この会議は、開発行為と市の各種事業との調整を図ることを目的としており、この会議には、市の関係各課と受け人

である●●●●●●●●●●が出席して、質疑等を行ったものであります。この会議の中で、今回の土取りによる土砂の流出等、地元には迷惑を掛けることはないように施工する旨の回答を得ております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(28番委員)

山土の採取ということですが、以前、ニュースで山を削って問題になっているということを見ました。先ほど、この案件につきまして局長が言われたとおり各課からの質疑応答があり、問題等が発生しないようになってきていることについて安心をいたしました。ニュースでは、茶畑を崩して危ない状態になっているということで、8番委員が言われた周辺が山ではなくて、土を採取する前には周辺にも十分注意しなければならないと思います。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、転用面積が3千平方メートルを超えることから、農地法の規程により農業会議へ諮問することといたします。

他に意見等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

**【受付番号25番】**

(農地担当)

続きまして、25番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、現状は田であります。東、南は田、西は道路、北側は水路を挟んで道路  
であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件は農振解除後の転用申請であります。孫娘が帰ってきて家を建てるということで申請が  
されております。現地は現地調査の報告のとおりであります。用水、排水、日照、通風、土砂の流  
出等については支障ないものと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、  
形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められる農地であることから、甲種  
農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続して設置される住宅に該当します。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号27番】

(農地担当)

続きまして、27番、新本の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員)

この件につきましては、現状は柿木が2本、すももの木が1本植えてありました。東は田、西は道路、南は田、北は申請地の田であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

渡し人と受け人は親子関係になります。受け人はアパートに住んでおりますが、手狭になったことから今回の申請になったものであります。周辺の農地への影響ですが、現地調査の報告にもありましたが、用水、排水、日照、通風、土砂の流出等問題ないものと思われま

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

以上で、議案第32号の審議はすべて終了いたしました。

### 【議案第33号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について】

(農地担当)

次に、議案第33号、農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

#### 【議案第33号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について朗読】

この件は、昨年、委員の皆様にも農地パトロールをしていただきまして、再生不能とされた農地のうち再度、遊休農地対策特別委員会委員と事務局職員とが確認をし、明らかに山林、原野化しているものを議案として提出しています。全部で1,002筆、約54ヘクタールあります。

今回、非農地とされれば、土地所有者等へ非農地通知書を送付することになります。また、関係機関へも通知を行うものであります。

(農地担当)

事務局から説明がありましたが、農地パトロールをしていただいたなかで、明らかに農地ではなく山林、原野化しているもの遊休農地対策特別委員会委員と事務局職員とが確認し提出しています。

地区によっては、山が多い所などあると思いますが、何か質問等ありませんか。

(26番委員)

所有者への通知ですが、所有者の意向は入ってないんですか。これを通知することで手続きが進んでいくのですか。

(主査)

今回、非農地通知書を所有者等へ初めて送るようになります。事前に所有者等への意向については必要ないとされています。

(26番委員)

本人が農地で残したいというケースはないんですか。

(主査)

基本的には、今回、農地パトロールで非農地判定されたものは、農地へ再生される見込みがないものが上がってきているものであります。農地で残すのであれば農地として管理してくださいということになります。他の市町村の事例を聞いたところ、そのような事例はなかったということであります。

(26番委員)

非農地になったら、土地区分ですか雑種地とか原野とかその区分はどのようになるんですか。

(主査)

最終的な判断は、法務局が判断するようになります。地目変更登記申請する際には山林、原野に

なるのが一般的ではなかろうかと思えます。

(26番委員)

登記変更は所有者がするんですか。

(主査)

そのようになります。

(26番委員)

農業委員としては、台帳から農地ではなくなる。今回、承認されれば農地ではないという形は残るんですか。

(主査)

そのようになります。

(農地担当)

他にこの件につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ、農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について、非農地であると承認したいと思えます。

いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、議案第33号の農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認については、全て非農地と承認されました。

以上で、議案第33号の審議は終了いたしました。

### **【議案第34号 農地法第2条の規定による農地に該当する土地の承認について】**

(農地担当)

次に、議案第34号、農地法第2条の規定による農地に該当する土地の承認について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第34号 農地法第2条の規定による農地に該当する土地の承認について朗読】**

今回の新地は、自作農創設特別措置法により、戦後、食料の増産と機能促進を目的とする農地の開拓事業により国が取得した山林等で所有者が売り渡しを受けた土地であります。当時、地目を畑に変更していなかったため、現在、保安林となっていますが農地として管理されていた土地であります。現在も果樹園として管理されており所有者から農地であることの証明願いが提出されたものであります。なお、6月30日、7月5日に現地調査を行い農地として肥培管理していることを確認しております。

(農地担当)

議案第34号の4つの案件は全て隣接しており、一団の農地であります。また、事務局から説明があったように、現地調査により確認をいたしております。

この件につきまして、地元委員から何か意見があればお願いをいたします。

(31番委員)

この件は、事務局から説明があったように、戦後の食料増産の時代に保安林を開墾いたしまして、おそらく葉タバコを作付けするために開墾したものと思われれます。保安林のままで作付けしていたものです。昭和40年代まで作付けしていたものと思われれます。その後、畑として使用されていなかったものであります。最近になって畑として使いたいということで開墾いたしまして、果樹などを植えて畑として使用しております。山林として荒れてしまうよりも良くなるのではないかと考えております。

よろしくお願いたします。

(農地担当)

地元委員からの説明がありましたが、元々、農地として利用されていたものを保安林から変更していなかったものであります。現況確認をしたところ農地として利用されているということですので、今回の4つについて農地である承認をしてはと考えております。

何かありましたらお願いたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、議案第34号、新本の4件については農地であること承認をすることについていかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

議案第34号は承認されました。

以上で、議案第34号の審議はすべて終了いたしました。



### 【議案第35号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第35号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第35号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

(農地担当)

用途廃止申請が2件申請されていますが、共に同一地区内の案件でありますので一括して進めさせていただきます。

2番、3番の長良の件につきまして、地元委員会らの説明をお願いいたします。

(24番委員)

地図の現況に戻したようなことで、周辺農地への影響等はないものと考えられます。

(農地担当)

地元委員さんからの説明にもありましたように、周辺農地への営農にも問題ないということであります。

このことについて、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、議案第35号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、農業委員会としては、支障なしということで回答することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認めます。

よって、長良の2件については、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、支障なしということで回答することといたします。

以上で、議案第35号の審議はすべて終了いたしました。

### 【議案第36号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当)

続きまして、議案第36号、農業振興地域整備計画の変更等について議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第36号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

(農地担当)

それでは、議案第36号、農業振興地域整備計画の変更等についてであります。清音の2番につきまして30番委員が利害関係人でありますので、農業委員会等に関する法律の議事参与の制限により退室を命じます。

~~~~~ 30番委員 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

平成29年上期分の農業振興地域の除外について、総社市農林課から農業委員会に対しまして意見を求められております。

今回は、総社地区が3件、山手地区が2件、清音地区が3件であります。内容につきましては、お手元の議案をご覧くださいと思います。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進上必要な施策が適切に行われるよう意見を聴くものとなっております。また、同施行規則第4条の4第1項第27号イの規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業の受益地となっている農地であります。今回は、総社3番、山手1番、2番、清音2番が該当になります。これらにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。なお、農地転用の許可見込みにつきまして、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込みがありという回答をしております。

以上であります。

(農地担当)

先日、農業振興地域整備促進協議会で、今回の8件につきまして現地調査を行いました。それぞれの農地につきましては、問題はないだろうということでありました。ただ、それぞれの該当地区の委員の方々より、意見等ありましたらお願いいたします。

(11番委員)

農振農用地というものは、農地を面的な部分として守ることを目的として指定しているものと思います。そのために縛りをしているものだと思う。例えば、申請地以外の農地があれば、その農地へ誘導すべきであると思う。そのことについては確実にチェックして欲しいと思います。そうしなければ、ハードルが下がってしまい、結果、一度下がったハードルは上がりにくいと思う。

以上であります。

(農地担当)

今回は、農振地域からの除外申請なんですけど、農振地域以外で農地を所有していれば、その農地を先に考えるべきということの内容でよろしいでしょうか。

(11番委員)

はい。

(農地担当)

分かりました。

他にどなたかありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会としましては、今回の申請の8件について農地的には問題ないが、他に誘導すべき農地があればその農地を優先すべきである意見を付して回答することよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

農業委員会としては、他に誘導すべき農地があればその農地を優先すべきである意見を付して回答することとします。

以上で、議案第36号の審議はすべて終了いたしました。

入室をするようにお願いします。

~~~~~ 30番委員 【入室】 ~~~~~

**【報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第19号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第19号 報告書を元に朗読】

### 【報告第20号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第20号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第20号 報告書を元に朗読】

### 【報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第21号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第21号 報告書を元に朗読】

### 【報告第22号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第22号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第22号 報告書を元に朗読】

【報告事項】

(農地担当)

53ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。今回、農地法第5条の岡山県農業会議へ諮問する案件につきましては、許可意見の答申を受け、すみやかに許可書を交付するものとします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が4件、第4条関係が1件、第5条関係が16件うち1件が諮問する案件であります。

以上で、日程第3の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

【議案第37号 行政不服審査法第3条の規定による不作為に伴う審査請求について】

(会長)

それでは、冒頭説明いたしました、追加議案を提出いたします。

議案につきましては、事務局から配布をさせます。

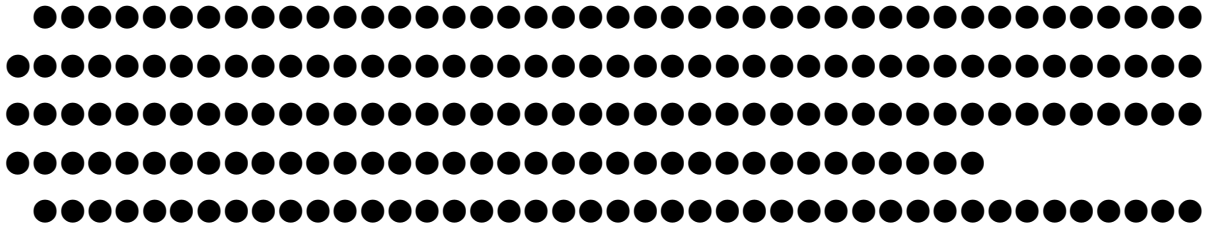
~~~~~ 議案書配布 ~~~~~

(会長)

議案第37号、行政不服審査法第3条の規定による不作為に伴う審査請求について議題といたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

(局長)



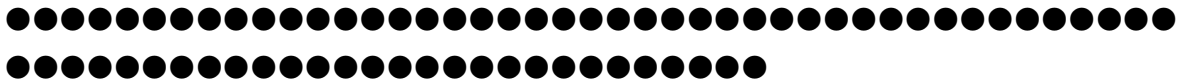
(19番委員)



(局長)



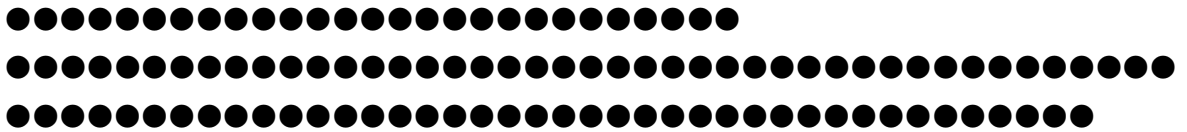
(26番委員)



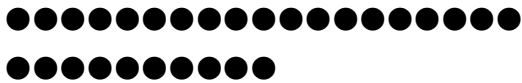
(15番委員)



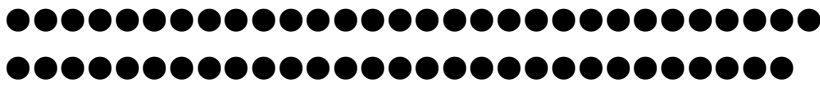
(局長)



(15番委員)



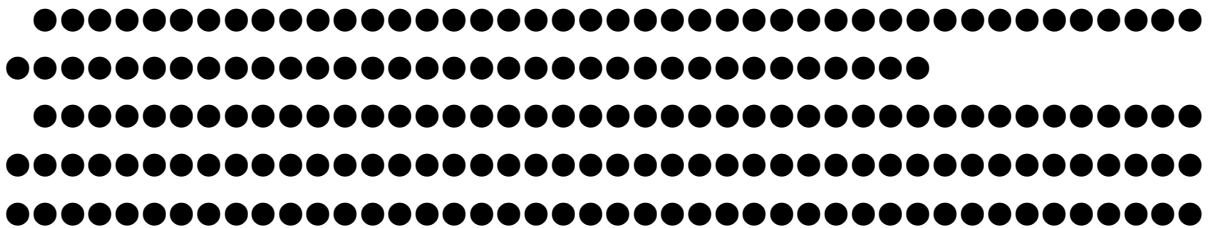
(局長)



(26番委員)



(局長)





(26番委員)



(局長)



(26番委員)



(局長)



(26番委員)



(局長)



(19番委員)



(局長)



(1番委員)



(局長)



(1番委員)

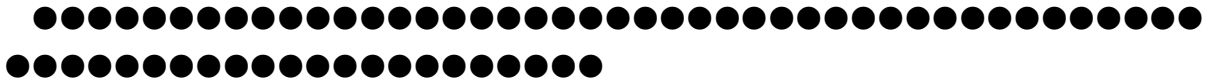


(26番委員)



(局長)





(会長)

他に意見等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、議案第37号、行政不服審査法第3条の規定による不作為に伴う審査請求について採決したいと思います。

行政不服審査法第3条の規定による不作為に伴う審査請求については、却下するというご意見ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで、議案第37号については却下することに決定いたしました。

【日程第4 その他】

(会長)

それでは、日程第4、その他に入らせていただきます。

委員の方から何かありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【農業委員の報酬について報告】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

このメンバーでの総会は最後になります。3年間ご苦勞さまでした。まだ、梅雨は明けておらず、

変な天候が続いています。体には十分に気をつけながら、農作業に励んでいただければと思います。
本日は、どうもご苦労様でした。

閉会 午後3時10分